

議案第37号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成27年3月目黒  
区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「得た額」の次に「（B階層に属する世帯に属する支  
給認定子どもにあつては、無料）」を加える。

第5条第2項中「読み替える」を「、「額（B階層に属する世帯に属する支  
給認定子どもにあつては、無料）」とあるのは「額」と読み替える」に改める。

別表第2Cの項中「7,550」を「3,000」に、「16,100」を  
「14,100」に改める。

別表第3の1Eの項中「4,500」を「3,000」に改め、同表の2D  
の項中「3,150」を「3,000」に改め、同表の2Eの項中「6,25  
0」を「3,000」に改める。

付 則

この条例は、平成29年9月1日から施行し、この条例による改正後の目黒  
区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、同年4月1日から  
適用する。

（説明） 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政  
令第95号）の施行に伴い、低所得世帯に係る幼稚園及びこども園の利用者

負担額を減額するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満(満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあつては、57,700円未満)の世帯に限る。次号において同じ。)に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。)(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額 <u>(B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあつては、無料)</u></p> <p>(2) (現行に同じ。)</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(教育に限る。)又は特別利用教育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満(満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあつては、57,700円未満)の世帯に限る。次号において同じ。)に属する支給認定子ども(令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。)(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用者負担額について準用する</p>	<p>第5条 (省略)</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用者負担額について準用する</p>

。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「額（B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあっては、無料）」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

別表第2（第4条関係）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担
階層区分	定義		額（月額）
（現行に同じ。）			
C	（現行に同じ。）	ひとり親等世帯	<u>3,000</u>
		ひとり親等世帯以外の世帯	<u>14,100</u>
（現行に同じ。）			

（注現行に同じ。）

別表第3（第5条関係）

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担
階層区分	定義		額（月額）

。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と読み替えるものとする。

別表第2（第4条関係）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担
階層区分	定義		額（月額）
（省略）			
C	（省略）	ひとり親等世帯	<u>7,550</u>
		ひとり親等世帯以外の世帯	<u>16,100</u>
（省略）			

（注省略）

別表第3（第5条関係）

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担
階層区分	定義		額（月額）

(現行に同じ。)			
E	(現行に同じ。)	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	<u>3,000</u>
(現行に同じ。)			

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担	
階層区分	定義	額（月額）	
(現行に同じ。)			
D	(現行に同じ。)	ひとり親等世帯	<u>3,000</u>
(現行に同じ。)			
E	(現行に同じ。)	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	<u>3,000</u>
(現行に同じ。)			

(注現行に同じ。)

(省 略)			
E	(省略)	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	<u>4,500</u>
(省 略)			

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担	
階層区分	定義	額（月額）	
(省 略)			
D	(省略)	ひとり親等世帯	<u>3,150</u>
(省 略)			
E	(省略)	ひとり親等世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。）	<u>6,250</u>
(省 略)			

(注省略)